



元文科教第1034号  
令和2年3月31日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
殿  
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省総合教育政策局長  
浅田 和 伸



(印影印刷)

令和2年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について（通知）

海外に在留する学齢子女に対する教科書については、毎年度、前期用と後期用の2回に分けて文部科学省が在外公館に対して一括送付し、現地で給与することとしています。

他方、年度途中に出国する児童生徒に係る教科書については、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下、「財団」という。）を通じてあらかじめ国内で給与することとしています。国内給与の場合は、別添「令和2年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱」に留意の上、年度途中に出国予定の児童生徒に係る教科書の給与事務が円滑に処理されるよう、貴管下の関係機関・学校に対し周知方よろしくお願いいたします。

また、拡大教科書の給与を必要とする児童生徒については、事前に財団へ連絡願います。

なお、「令和3年度において、小学校第1学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が令和2年11月以降である者」についても対象者としているため、所管の幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園への当該文書の周知について遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

、現在、各国・地域では出入国規制や検疫体制が強化されています。今後も各国・地域において事前の予告なしに新たな規制等が導入されたり、検疫によって隔離措置がとられるなどの可能性もありますので、出国に当たっては、外務省の海外安全情報を御確認ください。

<参考>

○海外安全ホームページ：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

○外務省海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(本件連絡先)

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課庶務・助成係

TEL 03-5253-4111 (内線3477)

FAX 03-6734-3738